

## 資産運用規則

### (目的)

第1条 資産運用は満37歳で早期セミリタイアするため、2022年12月末までに64,730,000円の資産を保有することを目的とする。

### (運用期間)

第2条 運用期間は、2022年12月末までとする。ただし、第1条に定める目的の達成状況に応じて前後することができる。

### (資産区分)

第3条 資産はリスク資産と無リスク資産に区分し、次の各号のとおり定義する。

- (1) リスク資産は年利5%程度の運用を目的とし、インデックスファンド、ETF等で運用する。
- (2) 無リスク資産は元本確保を目的とし、定期預金、個人向け国債、MRF、MMF等で運用する。
- (3) 第1号及び第2号と別に病気、失業等に備えるため生活防衛資金として、銀行の普通預金に概ねその時々々の生活費の半年分を確保する。

### (資産の振り分け)

第4条 毎月の給与の中から10万円、ボーナスの中から30万円をリスク資産に振り分ける。

- 2 前項の金額を捻出できない場合は、可能額を振り分けることとする。
- 3 第1項以外の資金は、その時々々の生活状況、経済状況等を考慮した上で適時、無リスク資産とリスク資産に振り分ける。

### (リスク資産のアセットアロケーション)

第5条 リスク資産のアセットアロケーションは下記のとおりとする。

日本株式	25%
日本債券	15%
先進国株式	27%
新興国株式	13%
先進国債券	10%
日本不動産	5%
外国不動産	5%

2 前項のアセットアロケーションを堅持し、リスクとリターンを一定に保つために次の各号の場合にリバランスを行う。

- (1) ボーナスからリスク資産に振り分ける場合
- (2) リレー投資、追加投資を行う場合
- (3) 前項のアセットアロケーションから相当程度乖離が生じ、必要と判断する場合

(リスク資産の売却)

第6条 リスク資産の売却を行う場合は次の各号に限定する。

- (1) 第1条に定める目的を達成した場合、または達成が濃厚になった場合
- (2) リレー投資を行う場合
- (3) 第5条第2項第3号に定めるリバランスを行う場合
- (4) 資金の必要があり、生活防衛資金、無リスク資産で補うことができない場合、または補うことで生活に支障が生じる場合

(その他)

第7条 この規則に定めがない事項が生じた場合は、その時々<sup>々</sup>の生活状況、経済状況等を考慮して別に定める。

附則 この規則は平成24年3月1日から実施する。

改訂 平成24年6月24日

改訂 平成24年12月27日

改定 平成27年6月6日